

【お願い】

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、事前に書面（郵送）又はインターネットにより議決権を行使いただき、当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

この趣旨に鑑み本年に限りお土産のご用意はございません。

【ライブ配信のご案内】

インターネットで株主総会の模様を映像と音声でライブ配信します。

※具体的な視聴方法につきましては、別途、株主の皆様へご案内のハガキを郵送いたします。



TOSOH

第121回 定時株主総会 招集ご通知

2019年4月1日 >> 2020年3月31日

開催
日時

2020年6月25日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

開催
場所

東ソークラブ 会議室
山口県周南市清水一丁目10番28号

議案

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役2名選任の件
- 第4号議案 取締役の報酬等の額の改定の件
- 第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

東ソー株式会社

証券コード：4042



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。

<https://p.sokai.jp/4042/>



株主各位

証券コード：4042
2020年6月3日

山口県周南市開成町4560番地

東ソー株式会社

代表取締役社長 山本 寿宣

第121回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第121回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

現在、新型コロナウイルス対応感染防止のため政府や都道府県知事から不要不急の外出自粛が依然要請されております。この状況を受け、慎重に検討しました結果、本総会につきましては、開催規模を縮小し、適切な感染防止対策を実施したうえで開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、**極力事前に議決権を行使していただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう**ご理解とご協力の程よろしくお願い申し上げます。後記の株主総会参考書類をご検討いただき、書面またはインターネット等により**2020年6月24日（水曜日）午後5時**までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月25日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

2. 場 所 東ソークラブ 会議室
山口県周南市清水一丁目10番28号

3. 目的事項 報告事項 1. 第121期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第121期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項	第1号議案	定款一部変更の件
	第2号議案	取締役9名選任の件
	第3号議案	補欠監査役2名選任の件
	第4号議案	取締役の報酬等の額の改定の件
	第5号議案	取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための 報酬決定の件

以上

※議決権行使のご留意

- ①書面およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- ②インターネット等により、複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効なものとしてお取り扱いいたします。

○当社は、法令及び定款第16条の規定に基づき、本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次に掲げる事項を当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」

② 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

なお、上記書類は、本招集ご通知添付書類とともに会計監査人及び監査役の監査対象となっております。

○事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合は、直ちに当社ウェブサイトにて修正後の内容を掲載いたします。

○資源節約のため、決議ご通知の送付は取り止めさせていただいております。本総会終了後、当社ウェブサイトにて決議結果を掲載いたします。

当社ウェブサイト <https://www.tosoh.co.jp>

議決権の行使は、以下の3つの方法がございます。

2020年6月25日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

2020年6月24日（水曜日）
午後5時到着分まで



反対する場合 …… **「否」** の欄に ○印

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

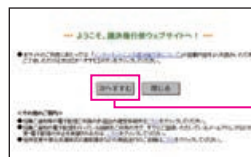
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」を
クリック

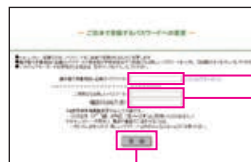
- 2 議決権行使書用紙に記載された
「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「ログイン」を
クリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された
「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」
を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時～午後9時）

議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社「CJ」の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」からインターネット等による議決権行使を行っていただくことも可能です。

招集ご通知の主要なコンテンツが、 スマートフォン・パソコンでご覧いただけます。



当社では、スマートフォン等で招集ご通知の主要なコンテンツの閲覧や議決権行使がより簡単に行えるサービスを導入しております。

下記のURL又はQRコードによりアクセスいただきご覧ください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

<https://p.sokai.jp/4042/>



1

招集ご通知がいつでもどこでも閲覧可能

スマートフォン等から招集ご通知にアクセスいただけます。

2

インターネットによる議決権行使が身近に

インターネット議決権行使サイトに直接アクセスでき、インターネットによる議決権行使がより身近になります。

3

マルチデバイスに対応

株主様のウェブ閲覧環境に応じ、スマートフォン、タブレット、パソコンからご覧いただけます。



株主総会参考書類

第 1 号議案 定款一部変更の件

1. 提案理由

下記の定款の一部変更のご承認をお願いしたいと存じます。

- (1) 定款に定める取締役の員数と現在の取締役の員数との整合性を図るとともに、当社の事業規模を勘案し、現行定款第19条（員数）につきまして、取締役の員数を変更するものであります。
- (2) 取締役会を開催して決議を行うことを原則といたしますが、より機動的な意思決定のため、緊急時や議案の内容に応じて書面または電磁的記録により取締役会の決議があったものとみなすことができるよう、定款第23条（取締役会の決議の省略）の規定を新設するものであります。
- (3) 当社の事業規模、監査体制を勘案し、現行定款第28条（員数）につきまして、監査役の員数を変更するものであります。
- (4) その他、文字の追加、上記の新設に伴う条数の変更等の所要の変更を行うものであります。

2. 変更内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款		変 更 後	
第 4 章	取締役及び取締役会	第 4 章	取締役及び取締役会
（員 数）		（員 数）	
第19条	当会社の取締役は、 <u>20</u> 名以内とする。	第19条	当会社の取締役は、 <u>12</u> 名以内とする。

現 行 定 款	変 更 後
(取締役会の招集) 第22条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日より3日前に発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 (新設) 第23条～第27条 (条文省略) 第5章 監査役及び監査役会 (員 数) 第28条 当会社の監査役は、<u>4名以上</u>とする。 第29条～第30条 (条文省略) (監査役会の招集) 第31条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日より3日前に発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 第32条～第35条 (条文省略)	(取締役会の招集) 第22条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日より3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 <u>(取締役会の決議の省略)</u> 第23条 当会社は、会社法第370条の要件を満たしたときは、<u>取締役会の決議があったものとみなす。</u> 第24条～第28条 (現行どおり) 第5章 監査役及び監査役会 (員 数) 第29条 当会社の監査役は、<u>5名以内</u>とする。 第30条～第31条 (現行どおり) (監査役会の招集) 第32条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日より3日前<u>まで</u>に発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 第33条～第36条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 後
第6章 会計監査人 第 <u>36</u> 条～第 <u>38</u> 条 (条文省略)	第6章 会計監査人 第 <u>37</u> 条～第 <u>39</u> 条 (現行どおり)
第7章 計 算 第 <u>39</u> 条～第 <u>42</u> 条 (条文省略)	第7章 計 算 第 <u>40</u> 条～第 <u>43</u> 条 (現行どおり)

第2号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役7名全員が任期満了となります。
つきましては、取締役9名のご選任をお願いいたしたいと存じます。
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	性別	当社における現在の地位及び担当	取締役 在任年数	取締役会 出席回数	候補者属性
1	山 本 寿 宣	男性	代表取締役社長 社長執行役員	11年	16/16回	再任
2	田 代 克 志	男性	代表取締役 専務執行役員 南陽事業所長	7年	16/16回	再任
3	山 田 正 幸	男性	取締役 常務執行役員 研究企画部長 兼機能商品セクター長 兼エンジニアリングセクター長	3年	16/16回	再任
4	栗 田 守	男性	上席執行役員 四日市事業所長	一年	一回	新任
5	安 達 徹	男性	上席執行役員 経営企画・連結経営部長	一年	一回	新任
6	阿 部 勗	男性	社外取締役	5年	16/16回	再任 社外 独立
7	三 浦 啓 一	男性	—	一年	一回	新任 社外 独立
8	本 坊 吉 博	男性	—	一年	一回	新任 社外
9	日 高 真理子	女性	—	一年	一回	新任 社外 独立

新任

新任候補者

再任

再任候補者

社外

社外取締役候補者

独立

独立役員

候補者番号

1

や ま も と と し の り

山本 寿宣

1955年6月21日生(満64歳)

所有する当社の株式数 52,671 株

取締役在任年数 11 年

取締役会出席回数 16/16 回
(100%)



再任

■ 略歴、当社における地位及び担当

1979年 4 月	当社入社	2015年 6 月	当社代表取締役常務取締役
2006年 6 月	当社化学品事業部副事業部長兼企画管理室長	2016年 3 月	当社代表取締役社長
2007年 6 月	当社理事	2016年 6 月	当社代表取締役社長社長執行役員
2009年 6 月	当社取締役		現在に至る
2011年 6 月	当社常務取締役		

■ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

■ 取締役候補者とした理由

経理、営業、購買・物流、海外、事業企画・管理等の各部門での豊富な経験を有しており、このような経験をもとに、当社グループの重要事項の決定及び業務執行の監督といった取締役の役割を十分に果たすことができると判断して、取締役候補者いたしました。

■ 候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

候補者番号

2

た し ろ か つ し

田代 克志

1956年9月2日生(満63歳)

所有する当社の株式数 22,881 株

取締役在任年数 7 年

取締役会出席回数 16/16 回
(100%)



再任

■ 略歴、当社における地位及び担当

1981年 4 月	当社入社	2015年 6 月	当社常務取締役
2006年 6 月	当社四日市事業所エチレン・エネルギー製造部長	2016年 6 月	当社取締役常務執行役員
2009年 6 月	当社理事	2017年 6 月	当社代表取締役常務執行役員
2013年 6 月	当社取締役	2018年 6 月	当社代表取締役専務執行役員

現在に至る

【現在の担当】南陽事業所長

■ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

■ 取締役候補者とした理由

製造、生産技術、建設プロジェクト等の各部門での豊富な経験を有しており、このような経験をもとに、当社グループの重要事項の決定及び業務執行の監督といった取締役の役割を十分に果たすことができると判断して、取締役候補者いたしました。

■ 候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

候補者番号

3

や ま だ ま さ ゆ き

山田 正幸

1959年 1月 7日生(満61歳)

所有する当社の株式数 13,775 株

取締役在任年数 3 年

取締役会出席回数 16/16 回
(100%)



再任

略歴、当社における地位及び担当

1985年 4 月	当社入社	2016年 6 月	当社取締役退任
2007年 6 月	TOSOH BIOSCIENCE,INC.取締役社長	2016年 6 月	当社上席執行役員
2011年 6 月	当社理事	2017年 6 月	当社取締役常務執行役員
2013年 6 月	当社取締役		現在に至る

【現在の担当】研究企画部長兼機能商品セクター長兼エンジニアリングセクター長

重要な兼職の状況

オルガノ株式会社取締役

取締役候補者とした理由

研究、研究企画、海外、事業企画等の各部門での豊富な経験を有しており、このような経験をもとに、当社グループの重要事項の決定及び業務執行の監督といった取締役の役割を十分に果たすことができると判断して、取締役候補者いたしました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

候補者番号

4

く わ だ ま も る

栗田 守

1960年 9月 28日生(満59歳)

所有する当社の株式数 5,048 株

取締役在任年数 一 年

取締役会出席回数 一 回



新任

略歴、当社における地位及び担当

1984年 4 月	当社入社	2016年 6 月	当社執行役員
2009年 11月	当社四日市事業所機能材料製造部長	2017年 6 月	当社上席執行役員
2013年 6 月	当社理事		現在に至る

【現在の担当】四日市事業所長

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

製造、生産技術、建設プロジェクト、事業管理、設備管理等の各部門での豊富な経験を有しており、このような経験をもとに、当社グループの重要事項の決定及び業務執行の監督といった取締役の役割を十分に果たすことができると判断して、取締役候補者いたしました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

候補者番号

5

あ だ ち と お る
安達 徹

1960年10月16日生(満59歳)

所有する当社の株式数 10,544 株

取締役在任年数 - 年

取締役会出席回数 - 回



新任

■ 略歴、当社における地位及び担当

1985年12月 当社入社
2016年 6 月 当社経営企画・連結経営部長
当社執行役員

2019年 6 月 当社上席執行役員
現在に至る

【現在の担当】 経営企画・連結経営部長

■ 重要な兼職の状況

東邦アセチレン株式会社社外取締役

■ 取締役候補者とした理由

経理、財務、経営企画、事業管理等の各部門での豊富な経験を有しており、このような経験をもとに、当社グループの重要事項の決定及び業務執行の監督といった取締役の役割を十分に果たすことができると判断して、取締役候補者いたしました。

■ 候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

候補者番号	6	あべつとむ 阿部 勲	1945年6月24日生(満74歳)	所有する当社の株式数	7,578 株
				社外取締役在任年数	5 年
				取締役会出席回数	16/16 回 (100%)



略歴及び地位

1969年 7 月	株式会社日本興業銀行入行	2007年 4 月	同社代表取締役社長兼 C E O
1997年 6 月	同行取締役営業第二部長	2013年 4 月	同社取締役相談役
2002年 4 月	株式会社みずほ銀行専務取締役	2015年 6 月	当社社外取締役 現在に至る
2003年 3 月	同行代表取締役副頭取		
2006年 3 月	同行代表取締役副頭取退任	2016年 6 月	興銀リース株式会社取締役相談役 退任
2006年 6 月	興銀リース株式会社代表取締役 副社長兼副社長執行役員		

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

再 任

社 外

独 立

社外取締役候補者としての理由

金融、企業経営等に関して豊富な経験を有しており、このような経験をもとに、当社グループの重要事項の決定を通じ、経営の監督を行うとともに、当社の今後の発展のために、有益な助言をいただけると判断し、社外取締役候補者となりました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

- ※ 1 候補者阿部勲氏は社外取締役候補者であります。
- ※ 2 候補者阿部勲氏は、興銀リース株式会社（現みずほリース株式会社）取締役相談役を2016年6月23日に退任されておられます。当社は同社と物品のリース等の取引関係がありますが、取引規模は同社の年間連結総売上高の1%未満であります。また同氏は、当社の主要な借入先のひとつである株式会社みずほ銀行の代表取締役副頭取を2006年3月に退任されてから14年が経過しており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を十分に有しております。
- ※ 3 当社は、候補者阿部勲氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として届け出ておりますが、同氏が取締役に再任された場合、引き続き独立役員になる予定であります。
- ※ 4 当社は、独自の「社外独立性判断基準」を設定したうえで、当該基準に掲げる事項全てに該当しない場合、独立性を満たしていると判断しております。候補者阿部勲氏は、当該基準に掲げる事項全てに該当しないため、独立性のある社外取締役候補者としております。なお、当社の「社外独立性判断基準」については、19頁に記載しております。
- ※ 5 当社は、現在社外取締役である候補者阿部勲氏との間で責任限定契約を締結しております。同氏が取締役に再任された場合、当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

候補者番号

7

み う ら け い い ち
三浦 啓一

1956年11月13日生(満63歳)

所有する当社の株式数	0 株
取締役在任年数	－ 年
取締役会出席回数	－ 回



略歴及び地位

1980年 4 月	小野田セメント株式会社入社	2019年 4 月	同社取締役専務執行役員
2012年 4 月	太平洋セメント株式会社中央研究所長	2020年 4 月	同社取締役
2013年 6 月	同社執行役員		現在に至る
2016年 4 月	同社常務執行役員		
2016年 6 月	同社取締役常務執行役員		

重要な兼職の状況

太平洋セメント株式会社取締役

社外取締役候補者とした理由

研究企画、企業経営等に関して豊富な経験を有しており、このような経験をもとに、当社グループの重要事項の決定を通じ、経営の監督を行うとともに、当社の今後の発展のために、有益な助言をいただけると判断し、社外取締役候補者いたしました。

新任

社外

独立

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

- ※ 1 候補者三浦啓一氏は社外取締役候補者であります。
- ※ 2 候補者三浦啓一氏は、太平洋セメント株式会社取締役を2020年6月下旬に退任予定であります。当社は同社と製品の販売や原料の仕入等の取引関係がありますが、取引規模は当社の年間連結総売上高の1%程度であります。
- ※ 3 当社は、候補者三浦啓一氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
- ※ 4 当社は、独自の「社外独立性判断基準」を設定したうえで、当該基準に掲げる事項全てに該当しない場合、独立性を満たしていると判断しております。候補者三浦啓一氏は、当該基準に掲げる事項全てに該当しないため、独立性のある社外取締役候補者としております。なお、当社の「社外独立性判断基準」については、19頁に記載しております。
- ※ 5 当社は、候補者三浦啓一氏が取締役に選任された場合、社外取締役として、当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低限度額となります。

候補者番号

8

ほんぼう よしひろ

本坊 吉博

1957年 3月19日生(満63歳)

所有する当社の株式数 1,000 株

取締役在任年数 - 年

取締役会出席回数 - 回



略歴及び地位

1979年 4 月	三井物産株式会社入社	2017年 4 月	同社代表取締役副社長執行役員
2010年 4 月	同社執行役員	2018年 6 月	同社顧問
2012年 4 月	同社常務執行役員	2019年 3 月	同社顧問退任
2014年 4 月	同社専務執行役員	2019年 4 月	株式会社バルカー副社長執行役員
2014年 6 月	同社代表取締役専務執行役員	2019年 6 月	同社代表取締役社長COO
			現在に至る

重要な兼職の状況

株式会社バルカー代表取締役社長COO

新任

社外

社外取締役候補者とした理由

営業、海外、事業統括、企業経営等に関して豊富な経験を有しており、このような経験をもとに、当社グループの重要事項の決定を通じ、経営の監督を行うとともに、当社の今後の発展のために、有益な助言をいただけるかと判断し、社外取締役候補者としたしました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

- ※ 1 候補者本坊吉博氏は社外取締役候補者であります。
- ※ 2 候補者本坊吉博氏は、株式会社バルカー代表取締役社長COOであります。当社は同社との間に取引関係はありません。また同氏は、三井物産株式会社顧問を2019年3月に退任されておられます。当社は同社と製品の販売や原料の仕入等の取引関係があり、取引規模は当社の年間連結総売上高の2%程度であります。
- ※ 3 当社は、候補者本坊吉博氏が取締役に選任された場合、社外取締役として、当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低限度額となります。

候補者番号

9

ひ だ か ま り こ
日高 真理子

1961年5月4日生(満59歳)

所有する当社の株式数	0 株
取締役在任年数	－ 年
取締役会出席回数	－ 回



略歴及び地位

1984年 4 月	監査法人中央会計事務所入社	2006年 7 月	中央青山監査法人シニアパートナー
1987年 4 月	公認会計士登録		
2000年 7 月	中央監査法人パートナー	2007年 8 月	新日本監査法人シニアパートナー
			現在に至る

重要な兼職の状況

新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）シニアパートナー

社外取締役候補者とした理由

会計、監査、企業経営支援等に関して豊富な経験を有しており、このような経験をもとに当社グループの重要事項の決定を通じ、経営の監督を行うとともに、当社の今後の発展のために、有益な助言をいただけると判断し、社外取締役候補者いたしました。

なお、同氏は、社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行していただくことができると判断いたしました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

新任

社外

独立

- ※ 1 候補者日高真理子氏は社外取締役候補者であります。
- ※ 2 候補者日高真理子氏は、新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）シニアパートナーを2020年7月に退任予定であります。当社と同法人との間に取引関係はありません。
- ※ 3 当社は、候補者日高真理子氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
- ※ 4 当社は、独自の「社外独立性判断基準」を設定したうえで、当該基準に掲げる事項全てに該当しない場合、独立性を満たしていると判断しております。候補者日高真理子氏は、当該基準に掲げる事項全てに該当しないため、独立性のある社外取締役候補者としております。なお、当社の「社外独立性判断基準」については、19頁に記載しております。
- ※ 5 当社は、候補者日高真理子氏が取締役に選任された場合、社外取締役として、当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低限度額となります。
- ※ 6 候補者日高真理子氏は2020年6月26日に当社の社外取締役に就任予定であります。

(注) 1 各候補者の年齢は、本定時株主総会招集ご通知発送日現在の年齢であります。

2 取締役候補者の取締役会出席状況は、2019年4月から2020年3月までに開催された取締役会16回が対象であります。

第3号議案

補欠監査役2名選任の件

本総会開始の時をもって補欠監査役選任の効力が失効しますので、法令又は定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役2名のご選任をお願いいたしたいと存じます。

補欠監査役の候補者は、監査役伊東祐弘氏及び河本浩爾氏の補欠の監査役として田中康彦氏を、また、社外監査役寺本哲也氏及び尾崎恒康氏の補欠の社外監査役として長尾謙太氏をご選任いただくをお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	た な か や す ひ こ		所有する当社の株式数 1,000 株	
	1	田中 康彦	1947年4月13日生(満73歳)	



略歴及び地位

1970年 4 月 当社入社
2000年 6 月 当社南陽事業所総務部長
2003年 6 月 当社理事
2005年 6 月 当社理事退任
2005年 6 月 オルガノ株式会社取締役
兼常務執行役員

2010年 6 月 同社取締役兼常務執行役員退任
2010年 6 月 大洋塩ビ株式会社常勤監査役
2013年 6 月 同社常勤監査役退任

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

補欠の監査役候補者とした理由

当社の理事、当社グループ会社の取締役や監査役を務めた経験を有しており、このような経験をもとに、取締役の職務執行の監査を適正に行えると判断し、補欠の監査役候補者といたしました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

- ※ 1 候補者田中康彦氏は補欠の監査役候補者であります。
- ※ 2 候補者田中康彦氏が監査役に就任された場合は、当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

候補者番号

2

な が お け ん た

長尾 謙太

1958年12月25日生(満61歳)

所有する当社の株式数

0 株



社 外

独 立

略歴及び地位

1986年10月 監査法人中央会計事務所入社
1990年 8 月 公認会計士登録
1995年12月 中央監査法人退社

1997年 7 月 税理士登録
2011年 8 月 税理士法人グローイング代表社員
現在に至る

重要な兼職の状況

税理士法人グローイング代表社員
株式会社オービック社外監査役
株式会社ランドビジネス社外監査役
エノテカ株式会社社外監査役
株式会社アスコット社外監査役

補欠の社外監査役候補者とした理由

公認会計士及び税理士としての専門的な知識と豊富な経験を有しており、取締役の職務執行の監査を適正に行っていただけると判断し、補欠の社外監査役候補者いたしました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

- ※ 1 候補者長尾謙太氏は補欠の社外監査役候補者であります。
- ※ 2 候補者長尾謙太氏は、現在税理士法人グローイング代表社員であります。当社と同法人との間に取引関係はありません。
- ※ 3 当社は、候補者長尾謙太氏が監査役に就任された場合、同氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
- ※ 4 当社は、独自の「社外独立性判断基準」を設定したうえで、当該基準に掲げる事項全てに該当しない場合、独立性を満たしていると判断しております。候補者長尾謙太氏は、当該基準に掲げる事項全てに該当しないため、独立性のある補欠の社外監査役候補者としております。なお、当社の「社外独立性判断基準」については、19頁に記載しております。
- ※ 5 候補者長尾謙太氏が監査役に就任された場合は、当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

(注) 両候補者の年齢は、本定時株主総会招集ご通知発送日現在の年齢であります。

【ご参考】 社外独立性判断基準

当社は、以下の社外独立性判断基準に掲げる事項全てに該当しない場合、独立性を満たしていると判断しております。

- ① 当社及び子会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、又はその他使用人に過去10年以内に就任したことがある者
- ② 当社を主要な取引先とする者（当社に対して製品若しくはサービスを提供しており、その取引額が当該取引先の直近事業年度における年間連結総売上高の2%超に相当する金額となる取引先）の業務執行取締役、執行役、又は執行役員
- ③ 当社の主要な取引先（当社が製品若しくはサービスを提供しており、その取引額が当社の直近事業年度における年間連結総売上高の2%超に相当する金額となる取引先）の業務執行取締役、執行役、又は執行役員
- ④ 当社の役員報酬以外にコンサルタント、会計専門家又は法律専門家として当社から年間1,000万円以上の金銭その他財産上の利益を得ている者
- ⑤ 上記②～④までに過去3年以内に該当していた者
- ⑥ 上記①～⑤までに該当する者の二親等内の親族

第4号議案

取締役の報酬等の額の改定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2006年6月29日開催の当社第107回定時株主総会において、年額7億9,000万円以内（この額は①年俸部分の7億2,000万円と②株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権部分の7,000万円を合算したもので、使用人兼務役員の使用人分給与及び賞与を含まない。）として、ご承認いただき、今日に至っております。

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、定款上の取締役の員数が減員となるため、これに伴い取締役の報酬等の額につきましても、現行の額から減額となる改定をさせていただきますと存じます。

つきましては、当社の企業業績と企業価値の持続的な向上、及び優秀な人材の確保を考慮し、年額を6億7,000万円以内（この額は①現金報酬部分6億2,000万円〔うち社外取締役6,000万円以内〕、②第5号議案でご承認をいただく譲渡制限付株式の割当てのための報酬部分5,000万円）とする改定をお願いするものです。なお従来どおり、使用人兼務役員の使用人分給与及び賞与を含まないものといたします。

現在の取締役は7名（うち社外取締役は2名）ですが、第2号議案「取締役9名選任の件」が承認可決されますと、取締役は9名（うち社外取締役は4名）となります。

第5号議案

取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2006年6月29日開催の当社第107回定時株主総会において、年額7億9,000万円以内（この額は①年棒部分の7億2,000万円と②株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権部分の7,000万円を合算したもので、使用人兼務役員の使用人分給与及び賞与を含まない。）として、ご承認をいただいておりますが、第4号議案「取締役の報酬等の額の改定の件」が原案通り承認可決されますと、年額6億7,000万円以内となります。

今般、当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に對し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従う当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、上記の株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額の定めを廃止し、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬等の額の範囲内にて、対象取締役に對する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額5,000万円以内として設定いたしたいと存じます。なお本議案が承認可決されることを条件に、上記の株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額の定めに基づく株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の割当ては今後新たに行わないものとします。

譲渡制限付株式の割当ては、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定することとしており、その内容は相当なものであると考えております。

また、第2号議案「取締役9名選任の件」が承認可決されますと、対象取締役は5名となります。

記

対象取締役に對する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に對し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記３．に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数170,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任する日までの期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役又は執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(ご参考)

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の執行役員に対し、割り当てる予定です。

以上

MEMO

MEMO

This image shows a full page of white paper with horizontal blue ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are approximately 20 lines visible. The top and bottom edges of the paper have a thin red border.

株主総会会場ご案内図



会 場	東ソークラブ 会議室		山口県周南市清水一丁目10番28号 電話 0834-63-9999	
交 通	J R 山陽本線	新南陽駅	下車	徒歩 約 2 分
		徳山駅	下車	タクシー 約 15 分

※会場には、駐車場のご用意はしておりませんので、
公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

NAVITIME
 出発地から株主総会会場まで
 スマートフォンでご案内します。
 右図を読み取りください。

**スマート
招集**

本招集通知は、パソコン・
 スマートフォンでも主要な
 コンテンツをご覧いただけ
 ます。
<https://p.sokai.jp/4042/>

